

随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	温浴施設運転清掃管理業務委託
2. 発注室	伊賀南部環境衛生組合 総務室
3. 契約日	令和5年4月1日
4. 契約期間	令和5年4月1日 ~ 令和5年9月30日
5. 契約金額	単価契約 7,777円(番台業務・平日)、5,117円(受付業務・平日受付) 10,232円(番台業務・日祝日)、7,246円(受付業務・平日受付・日祝日) 11,284円(清掃業務)
6. 契約相手方の名称	公益社団法人 伊賀市シルバー人材センター
7. 契約理由	伊賀南部環境衛生組合契約規定が準用する、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であって、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。